二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町が実施する廃棄物処理施設整備運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため設置する、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査する。
  - (1) 事業者の選定に関すること。
  - (2) その他町長が必要と認めた当該事業に関すること。

(委員会)

- 第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審査が終了する日までとする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長と副委員長を1人置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 ただし、その者は、採決に参加できない。
- 5 会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の責務)

- 第8条 委員は、事業者の選定を公平かつ適正に行うものとする。
- 2 委員は、企業等から便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けたときは、速やかにその記録を作成して委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、委員から報告があった場合は働きかけの内容に応じて必要な措置を講ずる ものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。